

西都児湯森林管理署交渉（全国林野関連労働組合西都児湯森林管理署分会）

議 事 要 旨

1 日 時 令和5年6月28日（水）12：05～12：57（52分）

2 場 所 西都児湯森林管理署 会議室

3 出席者：

西都児湯森林管理署	富永 雄二	署長
同	木村 宏	次長
同	福田 貴史	総括事務管理官
全国林野関連労働組合西都児湯森林管理署分会	花田 孝文	委員長
同	水野 美香	副委員長
同	木崎 真一郎	書記長
同	江口 保広	執行委員

4 交渉事項

- （1）超過勤務の削減とサービス残業の撲滅、年次休暇の取得について
- （2）森林官の一人作業の安全確保について
- （3）ポストグレードとのギャップについて
- （4）森林事務所、宿舎の老朽化について

5 議事概要

- （1）超過勤務の削減とサービス残業の撲滅、年次休暇の取得について

（職員団体）

- ① 特定の職員に業務が偏り負担増とならないようサポート体制や非常勤職員の活用など十分な配慮を求める。
- ② サービス残業とならないよう適正な超勤命令と定時で退庁出来るような雰囲気づくりや年次休暇の取得しやすい環境づくりを求める。

（当局）

- ① 労働時間の短縮については、職員の心身の健康保持及びゆとりある生活の実現等の観点から、重要な課題であると認識しているところ。特定の職員に業務が偏り、結果的に超過勤務増とならないよう業務全体の進捗等を把握すると共に、事務・業務の軽減に向けた改善を精力的に進める。併せて、他職員の応援体制を整備しつつ、非常勤職員の活用を図って参りたい。

- ② 超過勤務を行う場合は、予め担当総括に申し出を行い確実に人材システムに記載するよう指導しているところである。また、業務のあり方なども検討しながら、定時で退庁出来るような職場の雰囲気づくり、年次休暇を取得しやすい環境づくりに取り組んで参りたい。

(2) 森林官の一人作業の安全確保について

(職員団体)

森林官が単独行動とならないための方策について、安全をどのように確保していくのか当局の考えを求める。

また、森林官の一人作業排除のためにも森林技術員や基幹業務職員の配置を求める。

(当局)

要員が減少している中で、森林官がやむを得ず一人で業務に当たっている実態があることは承知。

当署では3号通達及び「森林官等が単独行動とならないための方策について」により取り組んでおり、各種調査時など隣接森林事務所との連携、署からの応援等により単独行動にならないことを基本としている。なお、やむを得ず単独行動となる場合は、通信機や発信機、GPS、位置図等必要品を携行するなど、安全確保を図り実施しているところ。

また、一般会計化以降新たに森林技術員を配置することは困難な状況と認識しているが、基幹業務職員の配置を含め要望があったことについては上局へ伝えて参りたい。

(3) ポストグレードとのギャップについて

(職員団体)

空きポストが増える中、業務への責務と配置される者の級にギャップが生じ若手職員の負担が増えている。空きポストの解消と併せ、若手職員の負担軽減を求める。

(当局)

九州局では、職員減少に伴い各署で厳しい職員配置の実態となっている中、当署においては札之元森林事務所の業務を実質的には地域技術官が担っているところ。引き続き、当該職員の負担軽減のため目配り・気配りを行いながら総括森林整備官等を中心にバックアップに取り組んで参りたい。

また、要員の確保による空きポストの解消については上局へ進達して参りたい。

(4) 森林事務所、宿舎の老朽化について

(職員団体)

老朽化が著しい宿舎や森林事務所について、耐震的にも心配であり、計画的な建て替え、森林事務所の合同化を含め当局の考えを求める。

(当局)

老朽化した宿舎や森林事務所の修繕、建替については、引き続き上局へ要求して参る。

一方、森林事務所の合同化については地域との調整などを含め、その可能性について上局と調整して参る考え。

(以 上)